

ヒルフェ通信(4月号)

❀ そっと寄り添いやさしくサポート ❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆羽村市介護支援専門員研修会への講師派遣

羽村市高齢福祉介護課より、ヒルフェに対して「令和5年度 第2回羽村市介護支援専門員研修会」において、成年後見制度の概要と具体的な手続きについての講義を行うにあたり、講師の派遣依頼がありましたので、佐々木正彦常任理事を派遣いたしました。当該研修会は、令和6年2月7日(水)に、羽村市内の「プリモホールゆとろぎ 小ホール」において、「成年後見制度に関する10のQ&A(基礎知識と事例紹介)」と題して行われました。当日は、羽村市及び近隣の市町村から、約100名の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方々にご参集いただき、約2時間の講義を受講していただきました。参加された皆様は、大変熱心に講義をお聞きくださり、特に成年後見制度の具体的な活用事例の説明の際には、うなずいたりメモを取られたりする方が多くいらっしゃいました。時間の関係で質疑応答を行うことができませんでしたが、多数の皆様を受講していただけたので、成年後見制度に関する正しい知識とともに、行政書士が制度の担い手であるとの認識を広めることができたのではないかと考えています。今後もこのような機会を通じて、成年後見制度の普及促進のための活動を積極的に行ってまいりたいと思います。(常任理事 佐々木正彦)

◆特別研修が開催されました

2月26日(月)市民法務部主催の「財産管理・成年後見に関する研修会」が開催され、第1部「財産管理の概要」に市民法務部員でもある齊藤常任理事が、第2部「行政書士における財産整理・成年後見業務の注意点」に日本行政書士会連合法務業務部法務事務・成年後見部門部員でもあるヒルフェ山崎理事長が講師として登壇されました。



この研修は、昨年、総務省より発出された通知文、「行政書士は業として財産管理業務及び成年後見業務を行うことができます。」について、実際に業務を行うにあたり、注意すべきことなどの解説をいただくということで、ヒルフェの特別研修としても承認されました。(内容については、市民法務部の報告を参照ください。)

第1部、第2部の講義はもちろん、宮本会長の冒頭のご挨拶や、ヒルフェ副理事長でもある雨谷副会長の閉会のご挨拶でも一貫して、財産管理業務、特に成年後見業務を行うにあたっては、高い倫理観が必要であり、絶対に不祥事があってはいけないということが強調されていました。また、成年後見業務を行うにあたっては、ヒルフェをはじめとする、研修が充実し、指導・監督が徹底されている各行政書士専門職団体への加入が推奨されていました。ヒルフェは、東京都行政書士会が設立した団体として、そういったことを、範として体現していかなければいけないと強く感じた研修会でした。(広報 高山久美子)

◆令和6年度 定時総会のお知らせ

次の日程で、定時総会の開催を予定しております。詳細は改めてご連絡します。
日時: 令和6年6月21日(金) 14:00~
場所: 東京都行政書士会館 講堂



◆後見サイト更新情報

令和6年3月13日付で、後見センターレポートVol.30が更新されております。内容は、本人死亡後に成年後見人が行う「死後事務許可申立て」について、留意点等が紹介されております。

詳しくは後見サイトをご確認ください。

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/kouken/030130.pdf>